

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(第1章)										令和5年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った				
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援 市民が条例への関心と理解を深める等により、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。	(1)子どもの権利に関する広報 子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する広報・啓発事業等を市と市民の協働のもとに行います	①	かわさき子どもの権利の日(11月20日)の前後の期間において、市民と行政で協働し、かわさき子どもの権利の日事業をはじめとした子どもの権利についての広報・啓発事業を実施します。	5条		1	かわさき子どもの権利の日事業	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第5条に定める「かわさき子どもの権利の日」(11月20日)事業として、イベントの実施等を通して広く子どもの権利について市民等の関心と理解を深めます。 ■事業概要：学校、PTA、青少年団体等で構成する実行委員会を中心に、市民と行政で協働し、子どもが参加して、子どもの権利をおとなも子どもともに体験できるような、子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を11月20日(かわさき子どもの権利の日)前後1か月に実施します。	「かわさき子どもの権利の日のつどい」を高津市民館で行いました。メインイベントとして大会議室で午前は子どもの権利に関する映画上映会、午後は川崎市民文化大使のMATSUさんと福田市長の子育てバトークを行いました。諸室でも様々な企画を実施し、イベントを通じて、子どもの権利について普及啓発を行うことができました。 「市民企画事業」では、市内を拠点に活動をする13団体の参加が得られ、市内各地やオンラインでイベントが開催されました。また市立図書館と子ども夢パークと連携して、子どもの権利に関する図書コーナーの設置や、子どもの権利の掲示物の作成等を行うことで、つどいの参加者以外にも子どもの権利を広く知ってもらう機会となりました。	「かわさき子どもの権利の日のつどい」では、映画上映、子育てバトーク、市民企画による様々な企画実施により、幅広い年代の参加が延べ390名程あり、子どもの権利について普及啓発につながりました。 市民企画事業では、各団体による様々な企画に延べ720名程が参加し、子どもの権利について知るきっかけとなりました。	子どもの権利やつどいについて認識されるようになってきた一方で、イベントや市民企画事業の参加者数をさらに増やすための効果的な広報の仕方としては改善の余地があると思われます。また、各参加団体と「子どもの権利条例」との関連性について整理をする必要があります。「子どもの権利条例」があることやその内容を知っている人が増えているので、その一つ一つについて考えてもらえるよう取り組みます。	3	こども未来局	青少年支援室
		②	子どもの権利に関する理解と関心を深めるため、条例の認知度を上げるとともに、条例や子どもの権利の内容について、パンフレットの配付や講師派遣、親子向けイベントでの啓発活動等さまざまな媒体や手法を用いて子どもやその保護者に対して広報・啓発事業を実施します。	6条		2	子どもの権利に関する条例のパンフレットやパネル等による広報	■目的・目標：条例パンフレット等の配布を通じて、市内学校の生徒や子育て施設の児童及び職員に川崎市子どもの権利条例を周知し、理解を深めます。 ■事業概要：条例理解のためのパンフレット等を小学校、中学校、高校を通じて児童生徒への配布や、各種親子向けイベントで条例説明等のパネルの出展などにより、子どもやその保護者に子どもの権利についての認識を深めてもらいます。	11月20日の「かわさき子どもの権利の日」に合わせ、分かりやすいマンガ入りリーフレットを市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校的全児童生徒に147,900部一斉配布しました。市内全小学校117校の新1年生向け学校説明会の際に15,691部配布しました。 また、条例パンフレットを、市内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び保育園、子育て関連施設の職員に向けて3,289部を配布し、子どもの権利についての広報・啓発を行いました。 またフロンターレとの連携事業では13,200部の配布を行いました。	毎年同時期に配布することで「かわさき子どもの権利の日」を意識する良い機会となっています。また小学校就学のタイミングでも配布するようにしたことで保護者に対して改めて子どもの権利を知らせることにもつながり、認知度が高まっています。	子どもだけでなく大人向けにも広く子どもの権利について関心を持ってもらうための効果的な広報の仕方を検討する必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室
						3	川崎市子ども会議(権利の普及)	■目的・目標：川崎市子ども会議の活動紹介を通じて、子どもの意見表明権や、社会参画権など、子どもの権利を知る契機としての周知をめざします。 また、川崎市子ども会議の活動の中で、川崎市子どもの権利に関する条例の子どもへの理解促進をめざします。 ■事業概要：川崎市子ども会議の活動内容や委員募集等についてポスター、チラシ、ホームページなどにより広報を行います。 あわせて、川崎市子ども会議の活動の中で、条例や子どもの権利についての関心と理解を深めるための支援を行います。	子ども会議に参加する子どもたちに対して、定例会議の中で、子どもたちが権利について考え、話し合う機会を設けることで、子どもの権利に対する関心と理解を深める支援を行いました。 あわせて、理解を深めた子どもの権利や子ども会議の活動について、啓発活動への参加や各種シンポジウムなどでの発表などを行いました。 また、カワサキ☆18の開催にあわせて、子どもの声に対するフィードバックや仕組みの紹介を様々な広報媒体で行うことで、周知を図りました。	市政だよりや教育だよりなどの広報紙に加え、ホームページなどでも子どもの権利と活動内容を周知したことで、子どもたちが子どもの意見表明に関して関心を持つ契機として成果がありました。 その結果、年間の延べ参加者数が570人となり、第1期子ども会議の延べ参加者数(508人)を上回るなどの結果につながりました。 また、子ども会議に参加する子どもたちが、子どもの視点で子どもの権利や子ども会議について、様々な機会で発信したことにより、全国的にも先進的な事例として、各種メディアや書籍などにも取り上げられるなどしたことで、市内の子どもたちにとって、本市の取組の大切さを実感できる機会となりました。	子ども会議の対象は、小学4年生からとしており、毎年新しく対象になる子どもが増えるため、これまで対象となっていない子どもに対しても理解を深めていくため、継続的に周知活動を行う必要があると考えています。	2	教育委員事務局	地域教育推進課
						4	権利学習派遣事業	■目的・目標：「川崎市子どもの権利に関する条例」第7条に基づき、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されることを目的・目標とした取組を行います。 ■事業概要：小学校2～4,6年生及び中学生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける「子どもワークショップ」を行う講師を学校に派遣します。また、性的マイノリティの児童生徒への適切な対応及び正しい知識普及を図るため、当事者団体の外部講師を学校に派遣します。	CAPプログラム「子どもワークショップ」を希望する小学校16校、中学校4校の合計20校79学級で実施しました。実施校においては、ロールプレイを中心とした参加型の学習を行い、暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに「安心・自信・自由」の3つのキーワードから、自分や他者にとって大切な権利とは何か、また、相談の大切さについて理解を深めいじめの防止につながりました。オンラインや教職員研修で実施した「大人ワークショップ」と関連付けることで、学校でCAPに取り組みやすくなる体制を整備しました。さらに、「性の多様性プログラム」として、性的マイノリティの当事者団体を講師に招き、ありのままの自分ている権利等を考える学習を25校193学級で実施しました。 教職員への周知を目的に、ライフステージに応じた研修や、人権尊重教育推進担当者研修において、条例の趣旨等を理解するための講話を引き続き実施しました。	「大人ワークショップ」の開催方法を工夫するなどとして、継続して子どもの権利学習派遣事業を開催することで、「安心・自信・自由」をもとに具体事例を通して、大人も子どもも子どもの権利を学ぶことができ、保護者や地域に広報することができました。また、このワークショップを通して悩んでいることを誰かに相談することの大切さを学ぶこともでき、いじめや虐待の早期発見につながっています。 また、「性の多様性プログラム」を実施することで、性的マイノリティの児童生徒に関する相談の増加等の課題に対応しました。	各学校において、取組状況に違いがあるため、今後も情報共有を行うなど、研修等において継続して周知をしていく必要があります。	3	教育委員事務局	教育政策室
						5	人権尊重教育実践集録の作成	■目的・目標：各学校が人権尊重教育の推進する際の参考資料として活用を図ることを目的・目標としています。 ■事業概要：研究推進校の実践を含めた市立学校の年間の実践活動や人権教育に関する研究大会や行事等の内容を掲載した「人権尊重教育実践集録」を作成し、各学校に配布します。	「子どもの権利学習の実践報告」や「子どもの権利の日のつどい」に関する記事の人権尊重教育実践集録に掲載し各学校に配付しました。	「子どもの権利学習の実践報告」等を紹介することで、権利学習の取組例や活動の周知を図ることができました。	児童生徒には「参加する権利」があることやそれに関連した「子ども会議」の活動について理解を図るために、教職員に継続して伝えていく必要があります。	3	教育委員事務局	教育政策室
	(2)子どもの権利学習	③	親等による家庭教育の支援、「子どもの権利に関する週間」をはじめとする学校教育、市民館等での人権学習等の社会教育により、子どもの権利に関する意識の普及等を推進します。	7条		6	かわさき共生＊共育プログラム	■目的・目標：子どもたちの豊かな人間関係をつくり、いじめ・不登校の未然防止を図るための事業を実施します。 ■事業概要：市内公立学校において、いじめ・不登校の未然防止として、社会性を育成する「かわさき共生＊共育プログラム」を実施し、自分や他者の人権の尊重について理解し、よりよい人間関係を築くための方法やルール、SOSの出し方・受け止め方などのスキルを学び、集団づくりを促進します。	「かわさき共生＊共育プログラム」の担当者に向けて、4月と8月に集合形式での研修を行いました。また、学校からの要請等による研修も開催し、「個性の違いを認められる」ことや「自分を表現し、その意見が尊重され、仲間と分かち合うことができる」等、子どもの権利につながるエクササイズを紹介しました。さらに、事業の啓発を継続するとともに「教育だより」などを活用した広報に努めました。 各学校で、昨年度から実施している「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の1時間を含む年間7時間を標準時数としてエクササイズを実施しました。安心して生きる権利の周知とあわせて取り組みました。	担当者会や要請研修等の中で「かわさき共生＊共育プログラム」の理念や子どもの権利に関する条例についての理解を深める取組や学校における相談体制づくりの支援を行うことで、児童生徒の豊かな人間関係づくりをはかり、子どもの権利についての学習機会を設けることができました。	教職員・児童生徒ともに自分や他者の人権尊重の理解につながる取組の充実に努めていますが、子どもたち一人一人の把握に努め、子どもの心に寄り添う相談体制づくりや、意識の醸成には、まだ課題があると捉えています。学校支援を継続し、子どもの権利の保障につなぎたいと考えています。	3	教育委員事務局	教育政策室

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(第1章)										令和5年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った				
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する条文	重点的取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年度の達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援 市民が条例への関心と理解を深める等により、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。	(2)子どもの権利学習	③ 親等による家庭教育の支援、「子どもの権利に関する週間」をはじめとする学校教育、市民館等での人権学習等の社会教育により、子どもの権利に関する意識の普及等を推進します。	7条		7		家庭教育支援事業	■目的・目標：地域や家庭における「教育力」の向上を図り、大人と子どもが、互いに学び合い、育ち合う中で、地域の一員として活動していく力を培えるようにします。 ■事業概要：子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	子どもの理解を深め、親や家庭の役割を考えるとともに、親同士の関係作りを図る場である「PTA家庭教育学級」の開催に向けた支援を行い、108校で開催しました。また、企業や地域団体等との連携による家庭教育支援講座を実施しました。	PTA家庭教育学級の開催をとおして、子どもの理解が深まり、親や家庭の役割を考えるきっかけになりました。 「子どもの権利」に関連して：子どもを理解するに当たり、子どもがもつ権利を知ってもらうことを心がけました。	家庭教育はすべての教育の出発点であることから、既存事業に参加できない家庭へのアプローチを続ける必要があります。	3	教育委員会事務局	生涯学習推進課
					8		社会教育振興事業	■目的・目標：民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざします。 ■事業概要：教育文化会館や市民館において、平和・人権・男女平等推進学習や青少年教室事業、子育て・共育学習活動、などをとおして、共に生きる地域社会の創造をめざす学習事業を実施します。	社会教育振興事業は、教育文化会館・市民館・分館において、市民の学びを通じた出会いを促進し、より豊かで活気のある地域社会の実現をめざし、平和や人権、男女平等の学習、外国人市民や障害者等との共生に向けた学習、少子・高齢社会への対応、まちづくりの支援など、幅広い事業を行っています。教育文化会館・6市民館・6分館において、436事業を実施し、延べ69,152名が参加しました。	平和や人権の尊重に関する学習等を行い、共に生きる地域社会の創造に務めました。子どもの人権について考えるような学習プログラムを設けました。 【子どもに関わる講座】 事業数 25事業 延べ参加者数 1,304人 (例)宮前市民館平和・人権・男女平等推進学習「生きにくい社会の中で子育てと働き方を考える」延べ参加者数121人 日吉分館地域コミュニティ交流・学習事業「日吉あそびっ子クラブ2023」延べ参加者数76人	多様化する課題を横断的に学べるように、引き続き、平和、人権や男女平等等に関する様々なテーマを取り上げていく必要があります。	3	教育委員会事務局	生涯学習推進課
					9		権利学習資料の作成	■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進します。 ■事業概要：川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)の事業として、小学生版・中学生版の「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立小学校と中学校及び教職員に配布して、子どもの権利学習を推進します。	川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)の事業として、小学生版「かがやき」「みんな輝いているかい」・中高校生版「わたしもあなたも輝いて」の子どもの権利学習資料を作成し、市内公立学校の小学1年生と5年生、中学1年生及び教職員に配付しました。GIGAスクール端末を活用し、権利学習のカードを電子化することで、授業で活用しやすくなるよう改善しました。	子どもの権利学習検討委員会を年に1回開催し、有識者や教職員から出された意見をもとに学習資料を見直しているため、GIGAスクール端末を活用する現在の子どもの実態に合わせた取り組みやすいものにすることができています。	権利学習に関しては、カリキュラム上での時間で行うかが明確ではないため、各学校での具体的な取組事例を更に伝えていく必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室
		④ 学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係するすべての者が条例について十分に理解し、子どもの権利に関する認識を深めるために、条例の意義や権利保障のあり方等についての研修を行います。	7条		10		子どもの権利に関する週間	■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進するとともに子どもの権利の理解を地域に広めていきます。 ■事業概要：「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、学校においては権利の学習を推進します。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開していきます。	各学校においては「子どもの権利に関する週間」を中心に権利学習を実施できるよう、研修会にて指導資料の実践例を紹介する等、指導方法を周知しました(年4回、延べ716人参加)。「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、保護者や地域住民の子どもの権利についての理解を深めました。	各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施し、授業参観や学校公開等を通して、保護者、地域住民も子どもの権利についての理解を深めることができました。	各学校において、取組状況に違いがあるため、今後も情報共有を行い、さらに取組やすくなるための検討が必要です。	3	教育委員会事務局	教育政策室
					11	5	人権尊重教育実践集録の作成(再掲)	■目的・目標：各学校が人権尊重教育の推進する際の参考資料として活用を図ることを目的・目標としています。 ■事業概要：研究推進校の実践を含めた市立学校の年間の実践活動や人権教育に関する研究大会や行事等の内容を掲載した「人権尊重教育実践集録」を作成し、各学校に配布します。	「子どもの権利学習の実践報告」や「子どもの権利の日のつどい」に関する記事を人権尊重教育実践集録に掲載し各学校に配付しました。	「子どもの権利学習の実践報告」等を紹介することで、権利学習の取組例や活動の周知を図ることができました。	児童生徒には「参加する権利」があることやそれに関連した「子ども会議」の活動について理解を図るために、教職員に継続して伝えていく必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室
					12	9	権利学習資料の作成(再掲)	■目的・目標：学校における子どもの権利学習を推進します。 ■事業概要：川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)の事業として、小学生版・中学生版の「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立小学校と中学校及び教職員に配布して、子どもの権利学習を推進します。	川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習検討委員会)の事業として、小学生版「かがやき」「みんな輝いているかい」・中高校生版「わたしもあなたも輝いて」の子どもの権利学習資料を作成し、市内公立学校の小学1年生と5年生、中学1年生及び教職員に配付しました。GIGAスクール端末を活用し、権利学習のカードを電子化することで、授業で活用しやすくなるよう改善しました。	子どもの権利学習検討委員会を年に1回開催し、有識者や教職員から出された意見をもとに学習資料を見直しているため、GIGAスクール端末を活用する現在の子どもの実態に合わせた取り組みやすいものにすることができています。	権利学習に関しては、カリキュラム上での時間で行うかが明確ではないため、各学校での具体的な取組事例を更に伝えていく必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室
					13		公民保育所等園長職員を対象とした研修会の開催	■目的・目標：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について公民保育所等施設長及び職員を対象に、意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。 ■事業概要：公民保育所等園長職員を対象に子どもの権利をテーマに研修や情報交換を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	「子どもの人権を尊重した保育」と題して公民保育所等職員研修の中で、子どもの権利等について学びました。研修会への関心は高く、動画配信を中心として886名の保育関係者が受講しました。また、公立保育所向けの人権研修では、子どもの権利条例について改めて学び、実際の保育場面での対応について学びを深めました。	子どもの人権を尊重した保育について学び、参加者が園内で共有することや園内研修で学びを深め、子どもにとってより良い保育環境につながりました。	会議や研修の機会を充実させ、継続して、子どもの権利、および子どもの権利条例に関する理解や子どもの人権を尊重した保育の促進を図る必要があります。	3	こども未来局	保育・子育て推進部
					14		保育園における職場研修(子どもの権利)	■目的・目標：「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について、職場内で意識の向上及び人権尊重に基づいた保育活動の推進を図ります。 ■事業概要：各保育所内において子どもの権利をテーマに職場研修を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	各職場で、身近な事例や冊子「保育のポイント集」「保育の質ガイドブック事例集」等を活用し、不適切な保育の防止やより良い保育の改善につながる取組について話し合う機会を積極的に設けました。	大人の何気ない言動が子どもにとってはどう捉えられるのか、という視点で考えることで、日々の保育を子どもの権利を視点にして振り返ることができ、一人一人の意識の向上につながりました。	自己を振り返る機会や職場内で子どもの権利について考える機会を継続的に持ち、具体的な事例の紹介をとおして保護者にも関心を持ってもらえるような働きかけを行っていきます。	3	こども未来局	保育・子育て推進部

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(第1章)										令和5年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った				
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、 学習への支援 及び市民活動 への支援 市民が条例 への関心と理 解を深める等 により、子ど もの権利に関 する啓発イベ ントや広報の 実施、子ど もの権利の学 習機会の推 進等に努めま す。	(2)子どもの権利学習 子どもの権利につ いて理解が深まるよう、 学習等を推進します。	④ 学校や施設の職 員、行政職員をは じめとする子ど もの権利保障に関係 するすべての者が 条例について十分 に理解し、子ども の権利に関する認 識を深めるため に、条例の意義や 権利保障のあり方 等についての研修 を行います。	7条		15		保育園等における 職場研修（多文 化）	■目的・目標：保育園等の子どもに関わる職員が多様な文化的背景を持つ子ども・保護者との関わり等についての理解を深めるための研修を実施し、職員の資質向上を図ります。 ■事業概要：各保育園内において多様な文化的背景を持つ子どもの保育をテーマに職場研修を行い、多文化保育についての理解を深めます。	多文化共生のテーマに職場研修を実施し、保育所等職員が多様な文化的背景を持つ子どもとその保護者に関する学びを深めました。	多文化保育について、川崎区内保育士・保育に携わる職員及び幼稚園教諭等を対象に、「外国籍家庭に向けた理解と対応について学び、保育の質の向上を図る」研修を実施しました。外国籍家族に伝わるコミュニケーションの具体的な方法や役立つツール、また、異国で暮らす人の気持ちや背景を理解して関わりをもつことの大切さを学び、多文化保育についてさらに理解を深めることができました。	保育所が安心した居場所となるよう新たな課題が生じていないか等を把握しながら、引き続き取組を推進します。	3	こども 未来局	保育・ 子育て 推進部
					16		子育て支援関係者 研修	■目的・目標：地域の子育て中の親と子どもに関わる職員が子どもの権利についてや人権尊重に基づいた支援についての理解を深め、職員の資質向上を図ります。 ■事業概要：子ども・子育て支援関係機関の職員等を対象に子どもの権利に関する総合的支援に繋げるための研修会を実施します。	保育所等や地域子育て支援センター向けに、保護者や家庭の多様性の理解と課題についての研修を動画配信で実施し、669名の職員が受講しました。	今の子育て世代の現状や背景を学ぶことができたことで、保育所や支援センター等が子育てに不安や悩みがある保護者に子どもの権利や人権尊重に基づいた支援寄り添える場としての役割について理解を深め、職員の資質向上を図ることができました。	引き続き、研修を通じて子どもの権利やこれを擁護することについて周知を図る必要があります。	3	こども 未来局	保育・ 子育て 推進部
					17		乳児院、児童養護 施設等の職員への 研修支援	■目的・目標：施設入所児童がより適切な支援を受けられるよう、施設職員の知識や技術の専門性の向上を図ります。 ■事業概要：児童養護施設等の職員が子どもの権利擁護や子どもの意見表明に関する理念を深く理解し、日々の具体的な支援に反映することができるよう、職員を対象としたパンフレット提供や研修実施等の支援を行います。	児童養護施設等の職員が子どもの権利や子どもの相談・救済に関して理解を深められるよう、行政や関係団体が主催する研修等の情報提供、事故報告に伴う説明会を開催しました。また、児童相談所との連絡会において児童の支援に関する意見交換等を行うほか、適時、施設訪問等を行い、子どもの権利に関する指導等を実施しました。	子どもの権利養護に関する研修や説明会、連絡会を行うことで、権利養護に関する意識向上を図りました。	引き続き・新人職員・新任職員等が配置されることが想定されます。児童福祉法の改正（意見表明権）も踏まえながら、児童の権利養護については引き続き各種研修等の情報提供、施設訪問等による指導等を行っていく必要があります。	3	こども 未来局	児童家 庭支 援・虐 待対策 室【児 童福祉 担当】
					18		里親への研修	■目的・目標：委託された子どもが里親家庭で安心して暮らすことができるよう、里親の資質、養育技術の向上を図ります。 ■事業概要：支援を必要とする子どもを養育する里親に対し、里親認定時の研修や一定期間経過後の継続研修など、段階に応じた研修を実施し、子どもの権利に関する理解を深めます。	認定・登録状況に応じた研修（里親認定研修、フォローアップ研修、登録更新研修）を開催し、各研修の中で、子どもの権利擁護に関する内容等について認識を深める機会を持ちました。	里親家庭において養育をしていくにあたり、里親それぞれの状況に応じて子どもの権利擁護についての重要性を説明し、十分な理解を得た上で研修を修了することができました。	今後も、子どもを委託した後も適切なかかわりが保てるよう、権利擁護に対する概念を研修等で繰り返し伝ええるとともに、広く里親への参加を勧奨する必要があります。	3	こども 未来局	児童家 庭支 援・虐 待対策 室【児 童福祉 担当】
					19		子どもに関わる職 員等への研修の実 施	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習が推進されるよう必要な条件の整備に努める」と定められた条文を具現化するために、子どもに関わる職員等に対して研修を実施します。 ■事業概要：学校や子どもに関わる施設・行政職員等に向けた研修等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めます。	子どもに関わる施設や地域の団体に向けて、50か所約1,150名の研修を行いました。 各施設や団体の活動や仕事などに合わせて、研修ごとに内容を変更して実施しました。	各施設や団体の活動に合わせた研修内容にすることで、子どもの権利に関する意識について、「実際の仕事や活動に結び付けて理解することができた」との感想がありました。 また、研修時間を多くとれる場合には、グループトークの時間を設けることで、一緒に働いたり、活動する仲間同士で、意見交換し共通の理解を確認し合うことができたことが良かったとの感想も得られ、今後の仕事や活動での子どもの権利の保障につながる機会となりました。	昨年度より、研修を希望する施設や団体が増えましたが、今後も研修に取り入れてもらうために、より一層周知をしていく必要があります。	3	こども 未来局	青少年 支援室
					20		こども文化セン ター・わくわくプ ラザスタッフ研修	■目的・目標：指定管理者等の職員の子どもの権利についての理解を深めます。 ■事業概要：子どもの権利に関する施設職員向けの研修の実施や、指定管理者等が研修を実施できるよう情報提供を行い、子どもの権利についての認識を深めます。	各指定管理者等に対し、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修に継続して取組むよう指導・助言、情報提供を行いました。 研修の実施状況として、市主催の資質向上研修の一環として、子どもの権利に関する研修を実施している他、その他運営法人が主催する子どもの権利に関する内部研修を実施し認識を深めています。	参加者のアンケートから、子どもの権利・人権について改めて理解が深まった、繰り返し受講することで再認識でき、現場で子どもの権利を意識して子どもに接することができるなどとの声があり、こども文化センターの事業に携わる職員の資質向上に資することができました。	施設職員の資質向上に向け、今後も継続して各種情報提供を行っていく必要があります。	3	こども 未来局	青少年 支援室
					21		児童相談所等の職 員に対する子ども の権利に係る研修	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例第7条第2項に基づき児童相談所等職員に対する研修を行います。 ■事業概要：児童相談所その他関係機関等職員へ子どもの権利擁護、児童虐待等に関する研修を実施するとともに、関係機関への研修講師派遣を実施します。	児童相談所新任職員等研修（年1回・49人参加）にて子どもの権利をテーマに研修を実施するとともに、関係機関等への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所新任職員等研修における子どもの権利をテーマにした研修の実施や関係機関等への研修講師派遣を通じて、行政職員を中心に子どもの権利意識向上を図りました。	児童相談所や区役所・支所等で児童家庭相談業務を行うにあたり、基礎となる子どもの権利について研修の機会を設けることで、意識と業務の質の向上につながると考えられるため、研修を継続し、1人でも多くの職員に参加してもらえるよう工夫していく必要があります。	3	こども 未来局	児童家 庭支 援・虐 待対策 室
					22		公民保育施設等職 員を対象とした研 修会の開催（こど もの権利研修）	■目的・目標：区内保育施設の職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深め、子どもを尊重する保育と意識を高めることにより、資質向上を図ります。 ■事業概要：区内公民保育所等職員を対象に子どもの権利をテーマに研修で事例検討を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	子どもの人権に関する内容の連絡会や公立保育園と民間保育園の合同園内研修を4回実施し参加者は85名でした。川崎区内の公立保育園職員向けに「子どもの権利条例と保育」についての園内研修を6回実施し参加者は77名でした。国連による子どもの権利条約や川崎市子どもの権利に関する条例について振り返り、職員同士で実際の保育を照らし合わせお互いの意見を出し合いながら子どもの人権に関するそれぞれの考えを共有し、子どもを尊重する保育について学び合いました。多文化共生に係る研修では、会場・オンラインのハイブリット形式で1回実施し12園、14名が参加しました。	同じ施設の職員と意見を交わすだけでなく、異なる施設の職員で討議したり、保育園の要となる主任に向けた連絡会で人権に関する内容を学び合うことで、より具体的に子どもの権利と自分自身の保育を見直すことに繋がっています。	不適切保育が騒がれ研修等を進めている中、引き続き子どもの権利と保育について学んでいるが、実際の保育とつながっていくことが難しいです。 川崎市子どもの権利に関する条例についても、経験年数などにより、詳しくは知らない人もいるため、研修などを定期的に実施し、丁寧に伝えていくことが必要と考えます。	3	こども 未来局	川崎区 保育・ 子育て 支援セ ンター

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(第1章)										令和5年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った				
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、 学習への支援 及び市民活動 への支援 市民が条例 への関心と理 解を深める等 により、子ど もの権利に関 する意識が普 及するため、 子どもの権利 に関する啓発 イベントや広 報の実施、子 どもの権利の 学習機会の推 進等に努めま す。	(2)子どもの権利学習	④ 学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係するすべての者が条例について十分に理解し、子どもの権利に関する認識を深めるために、条例の意義や権利保障のあり方等についての研修を行います。	7条		23		公民保育施設等職員を対象とした研修会の開催（こどもの権利研修）	■目的・目標：区内保育施設の職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深め、子どもを尊重する保育と意識を高めることにより、資質向上を図ります。 ■事業概要：区内公民保育所等職員を対象に子どもの権利をテーマに研修で事例検討を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	公民保育所等施設長および職員を対象とした各種連絡会や研修、保育士等キャリアアップ研修の機会を利用し、より多くの職員が研修を受講する機会を持ち、「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基づいた保育活動を推進しました。 また、9月12日に実施の認可保育園長・認定こども園長連絡会では、講師を招致し「より良い保育をするための環境づくり～不適切な保育を防ぐために～」を実施。87名の参加があり、施設長等が自ら主体的に学ぶことで、子どもを尊重する保育について意識を高めることができました。	研修機会を多種多様に設定することにより、多くの職員が参加することに繋がり、川崎市子どもの権利条例の理解を深め、より子どもを尊重する保育と意識を高めることにつながりました。 園を運営する園長等が、子どもへの接し方について自ら学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めることは、園全体の資質向上にもなりました。	川崎市子どもの権利条例について、引き続き、会議や研修の機会を多く設けることで、子どもの権利、および子どもの権利条例に関する理解を促進します。	3	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター
					24		公民保育施設等職員を対象とした子どもの権利をテーマとしたワークショップの開催	■目的・目標：区内保育施設の職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深め、子どもを尊重する保育と意識を高めることにより、資質向上を図ります。 ■令和3年度作成された～不適切な保育を未然に防ぐために～保育のポイント集を活用したワークショップを各施設で実施し、ファシリテーターの育成も行いながら園内での事例検討を通じて保育を振り返ります。	川崎市子どもの権利条例を基に、公立保育所職員の意見を反映し作成された冊子「保育のポイント集～不適切な保育を未然に防ぐために～」を活用し、区内民間保育施設にて、年間を通して人権ワークショップを実施。17園、181名の参加（前年度比11％増）があり、子どもを尊重する保育と意識の向上になりました。 保育の中での「人権」をテーマとして、ワークショップで実施し、身近な事例から保育者間で共通理解を持つことで、子どもが主体となる保育についてより意識を高めることを促しました。 また、子どもの守られる権利等について、引き続き園内で継続した学びができるよう、ファシリテーターの育成にもつなげることができました。	「保育のポイント集～不適切な保育を未然に防ぐために～」を活用した人権ワークショップについては、園長連絡会等で定期的に広報したことにより、主体的な学びの中で実施することができました。 また、ワークショップ実施について、積極的に保護者へも周知を依頼することで、子どもに関わる多くの大人が人権について意識する機会へとつなげることができました。	「保育のポイント集～不適切な保育を未然に防ぐために～」を活用したワークショップについては、実施を希望する園だけでなく、子ども主体の保育実施が、子どもが多くの時間を過ごす保育園にとっては必要不可欠なため、ワークショップの実施を引き続き積極的に推進していく必要があります。	3	こども未来局	中原区保育・子育て総合支援センター
					25		公民保育施設等職員を対象とした研修会の開催(こどもの権利研修)	■目的・目標：区内保育施設の職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深め、子どもを尊重する保育と意識を高めることにより、資質向上を図ります。 ■事業概要：区内公民保育所等職員を対象に子どもの権利をテーマに研修で事例検討を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	宮前区の人材育成、保育の質の向上として人権研修を実施しました。川崎市保育所等職員研修「子どもの人権を尊重する保育」と併せて、宮前区で人権ワークショップ実施していく広報用のPPを作成し実施しました。ワークショップは保育園からの希望を主としたことから参加園は多くないが、3園28人が参加しました。また、公立保育園がエリア別情報交換会の中で人権について実施し6園17名が参加しました。	「保育のポイント集」を活用することで、より具体的に保育の現場でどのように子どもの人権を尊重していくか話し合えました。 また、ZOOMを使って行うことで参加しやすく、参加者が少人数ということもあり、意見交換も活発に行うことができ学びにつながりました。	訪問や連絡会などから課題と感じても、園自体と意識が違うことで実施につながらなかったり、実施しても変化につながらない事が何件もありました。ワークショップやエリア情報交換会などの広報して実施につなげることが難しかったです。	3	こども未来局	宮前区保育・子育て総合支援センター
					26		民間保育所等への訪問や連絡会を通じた子どもの権利啓発活動	■目的・目標：保育施設職員や地域の子育て中の親と子どもに関わる職員に対し、子どもの権利についての意識向上や人権尊重に基づいた保育活動についての理解を深めるための支援を行います。 ■事業概要：民間保育所等との連絡会や訪問などを通して、具体的な場面を捉えながら「子どもの人権」を意識した子どもや保護者への関わりについて理解を深めます。	各種連絡会の中で人権について触れている。中でも主任・園長補佐連絡会にて、年間を通して人権をテーマに取組み、各園の実践報告や研修を行いました。 「保育のポイント集～不適切な保育を未然に防ぐために～」(以下、保育のポイント集)を活用したワークショップを実施(5回38人)。子どもの権利条例についての学びも取り入れ、保育の実際の場面と照らし合わせながら人権について考えました。ポイント集は園からの要請でデータで送信をしました。 また園独自の園内研修への参加依頼もありオブザーバーとして参加しました。	主任園長補佐連絡会での学びを通じて主任を中心に園全体で人権を再認識したり保育の振り返りをしたり改善に向けた取組が進められました。 ワークショップでは、職員自身が自分を振り返る中で新たな気づきがある等、日常を振り返る機会になりました。一人一人の気づきや振り返りは園全体の風通しの良さにもつながり、互いに声をかけあう風土ができたという感想もありまし。	子どもの権利についての学びや、園内研修等、各園で取組む様子がうかがい知れるようになった半面、取り組みについて情報が入ってこない園があったり、訪問の際に不適切保育ではないかと思われる言動もあり、継続した啓発活動や状況把握に努める必要があります。	3	こども未来局	高津区保育総合支援担当
					27		専門職の講師派遣「出張講座」	■目的・目標：民間保育園へ保育士、栄養士、看護師を派遣し専門技術・知識を提供することにより民間保育園・地域の子育て支援に係る保育の質の向上を図ります。 ■事業概要：職員対象の研修・講座の実施、民間保育園にて乳幼児対象の食育や健康教育、地域子育て支援を対象とする事業を実施します。	専門職派遣は相談・打合せを含めて34回実施。専門職が研修を実施する中で、参加園の質向上と併せて、園職員がそのノウハウを学び、自園において職員が主体的に園内研修や子ども向け講座を実施できるような内容で事前、事後の打ち合わせを実施しました。 派遣の他、教材貸し出しを実施し各園実施の食育・健康集会・行事開催等の相談支援を行いました。	実施した園からは、これまでの保育の振り返りとともに、今後に向けて主体的に自園で実施していこうとする意欲がみられています。継続して取組み、実施園を増やしていけるとよいです。	日常の保育に追われ、質向上の取組や園内での食育・健康講座を組入れることが難しい園もあり、園が自立して実施していくことの後方支援と合わせ、取り組みが難しい園へのアプローチを強化していきます。	3	こども未来局	高津区保育総合支援担当
					28		小学校、幼稚園、公民保育施設等職員を対象とした研修会の開催（こどもの権利研修）	■目的・目標：区内保育施設の職員が川崎市子どもの権利条例の理解を深め、子どもを尊重する保育と意識を高めることにより、資質向上を図ります。 ■事業概要：区内小学校、幼稚園、公民保育所等職員を対象に子どもの権利をテーマに研修で事例検討を行い、子どもへの接し方について学ぶことで、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努めます。	区内保育施設及び幼稚園職員を対象に、「川崎市子どもの権利に関する条例」から学ぶ子どもの人権を川崎市子ども未来局青少年支援室に依頼し実施しました。 多摩区が作成した「振り返りリスト」を、各園で主任が中心となり、園全体として取り組みました。 市で作成した「保育の質ガイドブック」を使用し、民間園に出向いて人権ワークショップを実施しました。職員間で日頃の保育を振り返り、本音の部分を話し合うことで、子ども達への対応を園全体で確認することが出来、不適切保育を未然に防ぐことに努めました。	対面での座学に加え、ワークショップを実施することで、具体的な事例を元に保育を振り返り、人権について考えることができました。また、園長補佐（主任）会議で取り上げることで、各園が主体的に取り組み、子どもの人権について日頃から考えるきっかけになりました。	研修やワークショップなど、様々な場面で人権について取り上げていますが、参加の無い園もあり、意識の少ない園に対しての周知と参加が課題です。	3	こども未来局	多摩区保育総合支援担当
					29		体罰防止についての意識啓発	■目的・目標：人権に対する意識を向上させ、子どもの権利についての理解を深めながら、体罰の防止を図ります。 ■事業概要：市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施します。	児童生徒指導連絡会議において、生徒指導担当者及び児童支援コーディネーターを対象に、一人一人の特性に応じた指導や支援の在り方や、教育的ニーズに対応する児童生徒への指導・支援の在り方等を協議を行いました。 児童生徒指導ハンドブックを改訂し、体罰防止についての意識啓発資料も掲載しました。 年度末には、各学校において体罰及び不適切な関わり等の防止に係る校内研修を実施し、提出された市立学校全校分の報告書を確認しました。	市立学校全校で行われた体罰及び不適切な関わり等の防止に係る校内研修や児童支援コーディネーターと生徒指導担当者が一人一人の特性に応じた指導や支援の在り方等を協議する機会を設けたことで、各学校の指導支援体制の強化が図れました。	児童生徒指導ハンドブックにおいて、体罰防止についての意識啓発資料の掲載や全職員へ研修資料を配布し研修を行っているものの根拠には至っていないので、児童生徒指導連絡会議で体罰防止及び不適切な関わり等の防止についての意識啓発や同僚性を高めて、個人の意識を向上させていきます。	3	教育委員会事務局	指導課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(第1章)										令和5年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った				
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、 学習への支援 及び市民活動 への支援 市民が条例 への関心と理 解を深める等 により、子ど もの権利に関 する意識が普 及するため、 子どもの権利 に関する啓発 イベントや広 報の実施、子 どもの権利の 学習機会の推 進等に努めま す。	(2)子どもの権利学習	④ 学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係するすべての者が条例について十分に理解し、子どもの権利に関する認識を深めるために、条例の意義や権利保障のあり方等についての研修を行います。	7条		30		人権尊重教育推進担当者研修	■目的・目標：子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めるために研修会を実施します。 ■事業概要：人権尊重教育を推進する担当教職員に対して実践報告会や交流会などの研修を年4回実施し、権利の学習における効果的な指導方法や学習資料の使用方法について学びます。	人権尊重教育を推進する担当教職員に対して年4回、人権に関する講話や実践報告などの研修を行いました。今年度は多様性をテーマとして外部講師による講演を行い、子どもが自分のままの自分である権利などを考える契機としました。また、学校全体計画を作成し、校内での組織的な人権尊重教育の位置付けを図りました。また、権利学習における効果的な指導方法や学習資料の使用法等、子どもの権利条例及び子どもの権利についての理解を深めました。	各学校において「子どもの権利に関する週間」を中心に、道徳、学級活動、かわさき共生＊共育プログラム等において権利学習資料を活用した学習を実施することで、子どもだけでなく、保護者、地域住民も子どもの権利についての理解を深めることができました。	各学校において、取組状況に違いがあるため、今後情報共有を行い、さらに取組やすくするための検討が必要です。	3	教育委員会事務局	教育政策室
					31		校長を対象とした研修会の開催（条例理解）	■目的・目標：学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。 ■事業概要：校長研修において、人権尊重教育を推進することの重要性の認識を深めていきます。	第3回の研修会において、人権尊重教育に関する講話を実施しました。「教員が人権感覚を身に付ける重要性」「川崎市子どもの権利に関する条例」「性的マイノリティの児童生徒への対応」等に関する内容など、学校全体で共通理解するべき事項の確認や性の多様性が尊重される「環境づくり」に必要な共通認識、関連諸機関との連携について研修を行いました。また、外国につながりのある児童生徒への対応について、日本語指導の充実や保護者との連携に向けた研修を行いました。 「かわさき教育プラン」の基本政策Ⅱの「豊かな心の育成」を踏まえた内容を理解することを通して、人権を尊重した教育を進めていくことの重要性の認識を深めました。	市内すべての学校長に対して、学校における「川崎市子どもの権利に関する条例」についての研修を行うことで、各校における人権尊重教育に対する意識の向上及び人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ることができました。	更なる推進を図るため、内容を更新し、継続的に取り組む必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室
					32		教職員研修（子どもの権利）	■目的・目標：各学校での人権尊重教育の進め方、子どもの権利保障の在り方について学び、指導能力の向上を図ります。 ■事業概要：「子どもの心をひらく児童生徒指導研修」として、研修会を実施します。	夏期休業中の希望研修として1回実施しました。研修においては、玉川大学TAPセンターを講師として招き、人権尊重を意識した教育活動を行うために児童生徒同士が信頼関係を築くことができる体験型で実施しました。	令和4年度は参加者が7名でしたが、研修の広報活動に力を入れ、令和5年度は28名が参加し、より多くの受講者に理論と体験を通して人間関係を構築するための方法を学ぶ機会を提供することができました。受講者に対し、人権尊重を意識した児童生徒同士の信頼関係づくりについて、指導能力の向上を図ることができました。	更なる推進を図るため、内容を更新し、継続的に取り組む必要があります。	3	教育委員会事務局	カリキュラムセンター
					33		教職員研修（多文化共生）	■目的・目標：多様な文化背景をもつ子どもたちについての理解を深めます。 ■事業概要：「川崎市多文化共生社会推進指針」に基づく施策と連携しながら、多様な文化背景をもつ子どもたちについての理解を深めるための研修を実施します。	ライフステージ研修や支援教育コーディネーター研修、日本語指導担当者研修等で、多様な文化背景をもつ子どもたちへの支援の充実を図るための研修を行いました。	管理職、日本語指導担当者、支援教育コーディネーター等を対象にした研修を実施し、多様な文化背景をもつ子どもたちや日本語指導が必要な子どもたちについての理解を深め、支援の充実を図ることができました。	多様な文化背景をもつ子どもの人数は大幅に増加しており、児童生徒理解を深めるとともに、多文化共生教育の推進を図るべく引き続き研修等を実施していく必要があります。	3	教育委員会事務局	教育政策室
					34		スクールカウンセラー研修	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例の、子どもへの理解促進をめざします。 ■事業概要：川崎市子どもの権利に関する条例に基づいて開催される川崎市子ども会議において、条例や子どもの権利についての学習を支援します。	スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラー研修会をスクールソーシャルワーカーと合同で年3回開催し、子どもの権利や子ども理解に関する研修を行いました。	スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラー・スクールソーシャルワーカー自身が、いじめの問題や不登校への対応等、子どもを取り巻く今日的な課題や対応について、改めて理解を深めることができた。	子どもを取り巻く環境は日々変化しており、子どもの権利に関する課題も多様化、複雑化していくことが考えられるため、学校で行う教育相談活動の充実のためにも、今後も継続して、教育相談や今日的な課題に関する研修を行っていく必要があります。	3	教育委員会事務局	教育相談センター
					35		社会教育職員研修	■目的・目標：市民の学習活動を市民活動などの様々な実践に結び付けていくための能力を育成するための研修を実施します。 ■事業概要：主に社会教育施設の職員を対象に、人権尊重研修等において、子どもの権利に関する理解促進のための研修を実施します。	人権に対する理解を深めるため、社会教育施設およびその関係課の職員向けに人権研修を行いました。「川崎市子ども夢パーク」に赴き、「子どもの人権について」をテーマに、運営団体の代表者等による講話などを実施しました。	現場ならではの声を聞くことができ、子どもの人権に対する理解を深めるとともに、社会教育施設の役割の一つとして、「人権教育の推進」があることを考えるきっかけとなるプログラムを設けました。参加者からは、「一人の人としての子どもの人権の大切さを理解することができました」「子どもの権利に関する条例について興味をもつきっかけになった」などの声があがりました。	より多くの社会教育施設およびその関係課の職員に対して、子どもの人権への理解を深めるための研修を引き続き企画する必要があります。	3	教育委員会事務局	生涯学習推進課
		⑤ 川崎市子ども会議の開催や行政区・中学校区における子ども会議の取組の支援により、条例や権利についての子どもの自主的な権利学習を支援します。	7条		36	3	川崎市子ども会議（権利の普及）（再掲）	■目的・目標：川崎市子ども会議の活動紹介を通じて、子どもの意見表明権や、社会参画権など、子どもの権利を知る契機としての周知をめざします。 また、川崎市子ども会議の活動の中で、川崎市子どもの権利に関する条例の子どもへの理解促進をめざします。 ■事業概要：川崎市子ども会議の活動内容や委員募集等についてポスター、チラシ、ホームページなどにより広報を行います。 あわせて、川崎市子ども会議の活動の中で、条例や子どもの権利についての関心と理解を深めるための支援を行います。	子ども会議に参加する子どもたちに対して、定例会議の中で、子どもたちが権利について考え、話し合う機会を設けることで、子どもの権利に対する関心と理解を深める支援を行いました。 あわせて、理解を深めた子どもの権利や子ども会議の活動について、啓発活動への参加や各種シンポジウムなどでの発表などを行いました。 また、カワサキ☆18の開催にあわせて、子どもの声に対するフィードバックや仕組みの紹介を様々な広報媒体で行うことで、周知を図りました。	市政だよりや教育だよりなどの広報紙に加え、ホームページなどでも子どもの権利と活動内容を周知したことで、子どもたちが子どもの意見表明に関心を持って契機として成果がありました。 その結果、年間の延べ参加者数が570人となり、第1期子ども会議の延べ参加者数（508人）を上回るなどの結果につながりました。 また、子ども会議に参加する子どもたちが、子どもの視点で子どもの権利や子ども会議について、様々な機会で発信したことにより、全国的にも先進的な事例として、各種メディアや書籍などにも取り上げられるなどしたことで、市内の子どもたちにとって、本市の取組の大切さを実感できる機会となりました。	子ども会議の対象は、小学4年生からとしており、毎年新しく対象になる子どもが増えるため、これまで対象となっていない子どもに対しても理解を深めていくため、継続的に周知活動を行う必要があると考えています。	2	教育委員会事務局	地域教育推進課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(第1章)													令和5年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った			
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の 達成度	所管局	所管課		
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、 学習への支援 及び市民活動 への支援 市民が条例 への関心と理 解を深める等 により、子ど もの権利に関 する意識が普 及するため、 子どもの権利 に関する啓発 イベントや広 報の実施、子 どもの権利の 学習機会の推 進等に努めま す。	(2)子どもの権利学習	⑤ 川崎市子ども会議の開催や行政区・中学校区における子ども会議の取組の支援により、条例や権利についての子ども自主的な権利学習を支援します。	7条		37		川崎市子ども会議（定例会議）	■目的・目標：川崎市子ども会議推進委員会が運営する川崎市子ども会議（定例会議）を支援することで、円滑の運営と子どもが安心して発言することができる「居場所」としての機能の確保をめざします。 ■事業概要：川崎市子ども会議において、子どもが安心して自分の意見を表明できる「居場所」を確保できるように、環境づくりを支えるサポーター向けの講座や研修等を実施するなど、川崎市子ども会議推進委員会に対する支援を行います。	子どもが安心して自分の意見を表明できる「場」として、毎月第1・3日曜日を基本に、年間23回の定例会議を開催しました。 定例会議では、子どもたちが自分たちで選んだテーマについて検討を深め、子どもの声を川崎市に伝えるための活動を支援したことで、登録人数も昨年度の約20名から約40名に倍増しました。	定例会議では、自分の本音が話しやすいような環境づくりに力を入れたほか、子どもたちの声に対して大人からのフィードバックを行うことで、達成感と感ずることができ、子どもたちにとって、貴重な「場」となりました。 また、幅広い子どもの声を聞くために行っているカワサキ☆U18やインターネットでのアイデア募集などで共有された子どもの声について、論点の整理など議論を深めて、意見としてまとめる役割を担うなど、子ども会議の取組の中心的な活動を行いました。	登録人数が増えていることから、子どもたちの活動を支える大人の体制整備が必要と考えています。	2	教育委員会事務局	地域教育推進課		
					38		地域教育会議（行政区・中学校区子ども会議）	■目的・目標：子どもたちを豊かな成長を育む活動を行っている地域教育会議の活動を支援することで、まちづくりや地域の活性化などに対する、子どもたちの意見の受け止めなど、社会全体で子どもの声をしっかりと受け止める環境の構築をめざします。 ■事業概要：各行政区・中学校区地域教育会議を支援し、行政区・中学校区子ども会議等の活動の中で、文化・スポーツを通して子どもの交流を促進や、子どもの意見表明や権利学習を支援を行うほか、各団体の情報共有の機会を設けることで、連携の促進をめざします。	各行政区、中学校区の地域教育会議を支援し、各団体において、子どもの意見表明の機会として、さまざまな形態の子ども会議が開催されました。 川崎市子ども会議と異なり、市政に関わらない身近な地域課題や世界情勢に関わることなど、独自にテーマを設定するなど、地域の教育力を発揮し、子どもたちにとって貴重な機会となりました。 また、年3回、各団体の状況共有の機会を設け、それぞれの魅力を各地域で共有しました。	子どもたちにとって身近な地域で開催される事業を支援したことで、子どもたちに市内で多くの意見表明の機会を提供でき、自身の関心や発達にあわせて、子どもたちが自分のニーズにあった機会の選択肢を用意できた点は大きな成果となりました。	全国的な傾向として、地域コミュニティの希薄化や地域の担い手の高齢化、多様な生活スタイルの影響により、地域活動自体が縮小傾向にあり、地域住民の関わり方やネットワークの活性化の仕組みなどを検討していく必要があると考えています。	3	教育委員会事務局	地域教育推進課		
	(3)市民活動団体との連携・支援	⑥ 子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関による地域のネットワークを構築し、地域子育て支援グループへの支援や子育て関連イベント等における連携を進めます。	8条		39		子育てグループ育成事業	■目的・目標：育児中の保護者による子育てグループの立ち上げを支援するとともに、自主活動家や子育てグループ同士のつながりを促進します。 ■事業概要：地域子育て支援グループの支援を行うほか、既存の子育てグループ支援として、研修会等を適宜実施します。	子育てグループの活性化が図れるようグループの活動場所に出向き、育児の学習、健康教育を実施しました。また、地域の実情に合わせ、区役所の各担当部署が連携して、地域全体の子育てグループのネットワーク化に取組みました。（開催回数158回、延べ参加者数1728人）	各地域のグループの特性や希望に合わせ、育児の学習講座や健康教育を実施しました。	今後も区役所の各部署と連携しながら、地域全体の子育てグループのネットワーク化に取組む必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当		
					40		すくすく子育てボランティア事業	■目的・目標：地域の子育て支援体制の一貫として、子育てボランティアを支援することで地域の養育能力の向上を図ります。 ■事業概要：子育て経験者及び子育て支援に関心のある者を対象に、ボランティア活動において必要となる子育てに関する研修等を行い、地域で子育て支援活動を行う子育てボランティアの養成及び知識の向上を図ります。ボランティアは、各区地域みまもり支援センターが実施する母子保健事業において乳幼児及びその保護者の支援・見守りを行います。	すくすく子育てボランティアの養成により、乳幼児をもつ親等への支援を更に充実させました。各区において、子育て支援に関わる機関やボランティア等連絡会議やボランティアのためのスキルアップ研修会等を開催し、親子を支える地域の連携を強化しました。（開催回数5回、延べ参加者数23人）	すくすく子育てボランティアの養成及びボランティア連絡会を実施し、母子を支える地域の連携を実施しました。また、すくすく子育てボランティアの活動は、人を支えたり、お話をしていくことで、ボランティア自身の健康増進につながる等の感想が聞かれています。	今後も区役所等で実施する子育て家庭を支援する地域づくりに関わる事業との連携強化を図る必要があります。	3	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当		
					41		子どもの権利に関する学習等への支援	■目的・目標：川崎市子どもの権利に関する条例の第7条「市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする」と定められた条文を具現化するために、学習等への支援を実施します。 ■事業概要：市民や市民グループ等による学習会・研修会等への資料提供や講師派遣により、子どもの権利に関する意識を広めます。	17か所約4,500名に向けて、子どもの権利について広報・研修を実施したり、イベントや研修等で使用するため、パンフレット・リーフレットなどを配布または提供しました。	多くのイベントや研修等で「子どもの権利」について、見聞きする機会を増やすことができました。 12月に開催した「子どもの権利の日」のつどい」でのアンケートにも「配布資料を見たこと」「他のイベントで説明を聞いた」などの意見があったことから、子どもの権利に関する意識を広めるきっかけとなっています。	昨年度より、多くのイベント等に参加させてもらうことができたことで、多くの人に見聞きする機会になったが、今後もさらに多くの機会で子どもの権利の意識を広められるように、他部署との連携をしていく必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室		
					42		青少年関係団体活動支援事業	■目的・目標：青少年団体の活動の活性化を図り、もって青少年の健全育成を推進します。 ■事業概要：川崎市青少年育成連盟（一般社団法人川崎市子ども会連盟・日本ボーイスカウト川崎地区協議会・ガールスカウト川崎市連絡会・川崎海洋少年団の4団体で構成）の活動を支援します。	青少年育成連盟による中高生リーダー研修等の活動への支援、連盟への助成や、市立小学校や青少年教育施設を通じて各団体の活動を紹介するリーフレットや会報誌を年2回配布するなど、広報活動への支援等により団体活動の活性化と団体相互の連携促進を図りました。	青少年団体の構成員等の減少に伴い、青少年の健全育成を推進する指導者等が不足している現状も踏まえ、団体活動の継続が行えるよう積極的に支援しました。	令和5年度以降も、広報見直しの効果を測定するとともに、引き続き市立小学校や青少年教育施設と連携し、団体への加入促進に向けて広報活動を工夫する必要があります。	3	こども未来局	青少年支援室		
					43		川崎区こども総合支援ネットワーク会議	■目的・目標：家庭と地域社会、関連施設及び団体相互の関係を深め、子どもの豊かな育ちや学びを支えるネットワークの構築を目的として事業を実施します。地域における効果的な子育て支援の実施に向けた子育て支援関係団体間の連携を促進します。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議全体会議を2回、課題別部会の「思春期問題対策部会」と「日本語を母国語としない子どもの支援部会」を各2回（計4回）を開催しました。地域の子どもが抱える課題について情報共有と相互連携を行うことで、切れ目のない子ども・子育て支援を推進しました。	オンラインツールを活用し、ハイブリッド会議での全体会議を計2回、課題別部会をそれぞれ2回開催し、地域の子どもに関わる団体・関係機関の連携と情報共有を図ることができました。 また、通訳ボランティア交流会を1回開催しました。支援者から出た課題を会議等で情報共有しました。	子どもが抱える問題は多様化・複雑化しており、課題の解決に向けて、これまで以上に子育て支援関係機関との連携が不可欠です。会議・課題別部会等の運営方法や取組内容を継続的に見直ししながら、子どもの支援をより効果的に行える体制を構築する必要があります。	3	川崎区役所	地域ケア推進課		
					44		幸区こども総合支援ネットワーク会議	■目的・目標：幸区におけるこども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を推進します。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援を推進します。	区内のこども支援関係機関による全体会及びこどもの地域包括ケアシステム部会を、区内子育て団体の参加も呼びかけ、ハイブリッド方式で1回、書面形式で1回開催しました。また、こども・子育てに関する講演会をハイブリッド方式で2回開催しました（1回目参加者37名、2回目参加者32名。）	令和5年度については、会場開催及びオンラインの併用によるハイブリッド方式での情報交換や講演会の運用を展開することができ、会議や講演会に参加しやすくなるなどの効果があったと考えています。 なお、講演会については、ヤングケアラーや子どもの貧困といった、社会的に関心の高いテーマを設定することで、参加者にとってより有益な講演内容とすることができました。	どういった工夫を行うことが各団体の活動の再活性化につながっていくのか等について、次年度も引き続き様々な検討を深めながらネットワーク及び取組みを強化していく必要があります。	3	幸区役所	地域ケア推進課		

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(第1章)										令和5年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った				
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の 達成度	所管局	所管課
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、 学習への支援 及び市民活動 への支援 市民が条例 への関心と理 解を深める等 により、子ど もの権利に関 する意識が普 及するため、 子どもの権利 に関する啓発 イベントや広 報の実施、子 どもの権利の 学習機会の推 進等に努めま す。	(3) 市民活動団体との連携・支援 子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。	⑥ 子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関による地域のネットワークを構築し、地域子育て支援グループへの支援や子育て関連イベント等における連携を進めます。	8条		45		中原区総合子どもネットワーク会議	■目的・目標：子どもの健やかな成長を促すための環境の整備や仕組みづくりを行うために開催します。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。	区内の子育て・子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を2回開催し、各部会での活動状況や構成団体・機関の活動状況について情報を共有しました。 また、ネットワークの委員向け等に男性の育児状況に関する内容で講師を招いて研修会を開催しました。	3年ぶりの対面による会議開催となり、オンラインとの併用でありながらもつながりを実感でき、委員同士の関係性構築につながる機会となりました。 研修もオンラインと対面を併用して開催し、課題意識を高めながら、子ども・子育て支援の推進を図ることができました。	会議では、3年ぶりの開催となったことから、交流に重点を置いた内容での開催となりましたが、今後は、それぞれの団体や関係機関における課題意識に関わる内容が求められています。一層の連携強化を図り、子ども・子育て支援を推進していくことが必要です。	3	中原区役所	地域ケア推進課
					46		子育てネットワーク推進事業	■目的・目標：地域で支え合いながら子育てできる環境を向上します。 ■事業概要：地域で支え合いながら子育てできる環境向上のため、地域の関係機関や団体等が連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。子ども・子育てネットワーク会議や講演会等を実施します。	子ども・子育てネットワーク会議は、「本会議」3回、「子育て支援部会（子育て交流会の企画検討、子育てグループ学習会・交流会の企画実施、子育て情報ガイドブックの編集企画等）」2回、「研修・企画部会（研修会の企画実施）」2回、子どもへの虐待防止をテーマとした「委員向け研修」1回、「区民向け講演会（『こどものみかた』講師：柴田愛子さん）」1回を開催しました。	本会議で子育てに関する取組、統計の報告や意見交換を行うとともに、委員向け研修、区民向けの講演会を開催することで、地域の関係機関や団体等が連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワーク強化を図り、地域で支え合いながら子育てできる環境を推進することができました。	本会議や各部会、研修会、講演会等の開催を通じ、関係機関の連携や子育てへの理解を促進することができましたが、コロナ禍を経て、地域の子育てグループの活動実態や課題の確認が難しくなっています。子育てグループが必要としている支援内容を把握するとともに、子育て情報の発信方法についても従来の方法に加え、より子育て世代が受け入れやすい手法の導入が求められています。	3	高津区役所	地域ケア推進課
					47		子ども子育て支援事業	■目的・目標：子育てを地域社会全体で支えるために、地域の関係者が連携し、支援体制を強化するとともに、子ども・子育てに係る多様な問題を解決・改善するために、団体間の連携やネットワークの強化を図ります。 ■事業概要：子ども・子育てに関わる団体・機関の代表者で構成する子ども・子育てネットワーク会議及び、未就学児に関する事項を扱う「子育て支援関係者連絡会（こしれん）」を開催し、情報共有や相互協力を図り、子ども・子育て支援の推進につなげます。	「子ども・子育てネットワーク会議」(年2回)およびその部会である「宮前区子育て支援関係者連絡会(こしれん)」(年6回)を開催し、行政と区内子育て支援関係団体との顔が見える関係づくりを行い、各団体での取組や課題と感じている点について情報共有を図りました。 転入者および地域で知り合いを作りたい保護者とその子ども向けの交流イベント「うえるかむクラス」(年3回)を開催し、延べ44組・90名が参加しました。当該イベントを通じ、民生委員児童委員・主任児童委員や区内子育てグループ等、地域の子育て支援に関わる住民とつながるきっかけを提供しました。	「子ども・子育てネットワーク会議」では川崎市子どもの権利条例に関する講演を実施することで、委員として参加している地域の子育て支援関係団体関係者への周知につながりました。 交流イベント「うえるかむクラス」では参加者・子育て支援関係団体を交えたグループでの交流の時間を設けることで、地域情報および子育ての上での悩みなどについて意見交換し、地域で活動する子育てグループ・サロン等について情報提供することで、地域における保護者・子どもの居場所の周知につながりました。	「子ども・子育てネットワーク会議」および「宮前区子育て支援関係者連絡会」の開催を通じ、行政と子育て支援関係団体との顔が見える関係づくり、子育て支援の把握、子育て支援の取組の情報共有を引き続き行う必要があります。 また、「うえるかむクラス」をはじめとする子育て支援のイベントを通じた子育て世代の情報共有の場（居場所）づくりも、引き続き行う必要があります。	3	宮前区役所	地域ケア推進課
					48		こども・子育て支援地域連携事業	■目的・目標：多摩区で子ども・子育て支援に関わる様々な団体や関係機関が子育て支援の現状や課題を共有・検討するネットワークづくりを強化し、地域全体での子育て支援を推進します。 ■事業概要：「多摩区こども総合支援連携会議」や「講演会」を開催し、子育て支援を現状や課題の共有や検討を進めて行きます。	区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関による会議「多摩区こども総合支援連携会議」を開催しました。会議では、各団体から取組状況の報告や行政からこども関連施策について説明した上で、意見交換を行いました。 また、保護者対応のヒントとしていただくため、地域の子育て支援に関わっている方々向けに、デジタルネイティブ世代の保護者との関わりについて、講演会を開催しました。19人の参加者が受講しました。	「多摩区こども総合支援連携会議」では、区内の子ども・子育てに関わる団体・関係機関のネットワークの強化を図ることができました。 また、講演会では、親子とメディアの実態やそれを受けた保護者との関わり方のアドバイスについて触れることで、子育て支援者が保護者と円滑に関わるヒントを得ていただくことができました。	今後も、区内の子ども・子育て支援を実行力のあるものにするため、子ども・子育て支援に関わる団体や機関同士の関係づくりをさらに進めていく必要があります。	3	多摩区役所	地域ケア推進課
					49		麻生区子ども関連ネットワーク会議	■目的・目標：区における子ども関連団体、グループや関係機関の連携を図り、子育てや子どもの育成を地域全体で支援することを目的・目標としています。 ■事業概要：区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催し、情報共有と相互協力により連携を強化し、子ども・子育て支援の推進を図ります。	区内の子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議を年2回開催、また、子育て支援に関連する講演会（研修会）を麻生区要保護児童対策地域協議会実務者会議と合同で年2回、子育て関連グループ交流会を麻生区社会福祉協議会子育て支援委員会と年1回開催しました。	会議や講演会・研修会を通じて、区内の子どもに関わる団体・関係機関の相互の情報共有、及び、子ども・子育て支援について考える機会を提供しました。	各支援団体が対象としている子どもの幅が乳幼児期から青年期と幅広く、共通の目的意識を持ちにくい。	3	麻生区役所	地域ケア推進課
					50		かわさき区子育てフェスタ	■目的・目標：暮らしやすく、子育てしやすい地域づくりを目指してかわさき区子育てフェスタを実施します。子育てフェスタの参加者が、楽しみながら子育てに関する情報を得たり、子育てを支援する側と出会うことにより、区内の子育て支援を円滑に推進します。 ■事業概要：区内の子どもに関わる活動をしている市民活動団体等と連携して、地域の子育て情報の提供及び交流の場となるようなイベントを開催します。	4年ぶりに入場制限なしの来場イベントを10月28日（土）に教育文化会館で開催し、地域の子育て情報の提供及び交流の場となりました。 オンラインイベントの「おうちでフェスタ」では、各団体と連携して音楽イベントやおやこ救急教室等の7本の動画を企画・制作し、川崎区YouTubeチャンネルに掲載しました。	来場イベントは、大人225人、子ども790人が参加しました。約80人のスタッフ・ボランティアと楽しい時間を共有しました。 YouTube動画7本併せての視聴数は、33,000回を超えました。来場イベントに参加しなかった親子も「おうちでフェスタ」は、好評価を得ました。 来場イベントとオンラインイベントを通じて親子で、楽しみながら子育てに関する情報を得たり、子育てを支援する団体等と出会うことができました。	子育て中の家庭が、孤立感、負担感、不安を抱えないよう、子育て情報の発信や市民グループとの交流、子育て関係機関との連携がますます重要になってきています。 また、感染症への不安がある状況では、イベントの開催方法についても引き続き検討が必要です。	3	川崎区役所	地域ケア推進課
					51		みんなで子育てフェアさいわい	■目的・目標：子育て支援機関と連携し地域全体の交流を深め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、子育てフェアを開催します。 ■事業概要：区内の子育て支援機関や団体が協力し、遊びや体験を通して親子が地域とふれあうことのできる機会として子育てフェアを開催します。	区内の子育て支援団体約20団体と連携し、みんなで子育てフェア部会を4回開催しました。 新型コロナウイルス感染症の影響からスタンブラー形式で開催していた当該フェアについて、5年ぶりに終日イベント形式にて開催しました。 今年度は、区役所を会場とし、各子育て支援団体や企業が遊び・学習・展示等の多岐にわたる催し物を展開し、多くの親子と地域の人たちが交流できる機会となりました。 また、ブース出店や運営補助、景品提供など、企画運営面で多数の子育て支援団体や区内21の民間企業等と連携を図ることができ、参加者に地域の新たな魅力を発信するきっかけとなりました。	5年ぶりの終日イベント形式での開催でしたが、約1,100名と過去最多の参加数を記録し、参加者満足度91％と、参加者数、満足度共に高いイベントとなりました。さらに、運営に携わった子育て支援団体からも、コロナ禍によって失われていた対面での子育て世代との交流を実現できて良かった、日頃の活動の広報ができたなど、一定の評価をいただくことができました。 また、同フェアでは会場内でシールラリーイベントを実施し、参加者にとってより多くの催し物を提供することができました。	次年度も同様の終日イベント形式にて開催する場合、より一層密に子育て支援団体と調整しながら催し物内容及び運営方法等を検討する必要があります。 また、昨年度に引き続き、多くの区内企業等に御協力をいただけるよう工夫するとともに、参加者の方へ向けた効果的な魅力発信方法についても検討を進める必要があります。	3	幸区役所	地域ケア推進課
					52		子育て支援団体関係交流会	■目的・目標：子育て支援団体等が交流することで情報の共有化や地域における子育て支援の連携、拡充を図ります。また、地域における次世代の担い手育成につなげます。 ■事業概要：子育て支援団体交流会等を年1～2回開催し、地域における子育てグループの連携を進めます。	区内子育て支援団体の参加を広く呼びかけた上で、幸区こども総合支援ネットワーク会議全体会・こどもの地域包括ケアシステム部会と兼ねる形で、子育て支援団体関係交流会をハイブリッド方式で1回開催し、情報交換や意見交換を行う場を提供しました。	幸区こども総合支援ネットワーク会議の開催に併せてハイブリッド方式で情報交換の場を提供することができ、会議に参加しやすいなどの効果があったと考えています。	子育て支援機関と子育てサークルが相互に交流することで、お互いの情報を共有し、活動に活かしていくための場を今後も引き続き提供していく必要があります。	3	幸区役所	地域ケア推進課

第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和5年度進捗状況報告書 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(第1章)														令和5年度の達成度(1～5の5段階評価で入力) 1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:ほぼ目標どおり 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った		
施策の方向	推進施策	計画期間の取組内容	該当する 条文	重点 的 取組	No.	再掲	事業名	事業概要等	令和5年度実施状況	令和5年度の成果	令和5年度の課題	令和5年の 達成度	所管局	所管課		
施策の方向Ⅰ 広報・啓発、 学習への支援 及び市民活動 への支援 市民が条例 への関心と理 解を深める等 により、子ど もの権利に関 する意識が普 及するため、 子どもの権利 に関する啓発 イベントや広 報の実施、子 どもの権利の 学習機会の推 進等に努めま す。	(3) 市民活動団体との 連携・支援 子どもの権利の保障 に努める市民及びNPO 等の市民活動団体の活 動に対し、連携の促進 等の支援を行います。	⑥ 子どもに関わる 活動をしている市 民活動団体及び関 係機関による地域 のネットワークを 構築し、地域子育 て支援グループハ の支援や子育て関 連イベント等にお ける連携を進めま す。	8条		53		なかはら子ども未 来フェスタ	■目的・目標：区内の子どものに関する団体や機関が一堂に会し、情報 交換、交流の場を設けることによって、地域全体で連携して子どもを 支援するための一助とするために開催します。 ■事業概要：区内の子どもとその親子を対象に、地域の子育て支援者 等との交流を目的・目標とした交流事業を年1回開催します。	区民との協働により実行委員会を3回開催し、「地域全体で子育てを支援する風土づくり」という 目的を達成するため何ができるか検討を重ね、11月 2、3日に「第18回なかはら子ども未来フェス タ」を開催しました。商業施設の協力により「ミミ クロワークショップ」「子育てお役立ちマップや子 育てサポート情報等の展示」「クイズラリー」、中 原市民館での「ミミクロシアター（ひとみ座人形劇 等）」などを実施し、延べ3,740組の参加がありま した。	展示物準備の過程や開催当日には、実行委員に加 えて小学生～高校生のジュニアスタッフの協力が得 られ、地域のさまざまな人の力で開催できたととも に、参加した親子とジュニアスタッフ、ジュニアス タッフと実行委員や運営サポーターといった多世代 交流を深めることができました。	地域全体で子育てを支援する風土づくりを進める ために、開催内容や運営に関してはさらなる工夫や 改善等がありますが、引き続き多様な人の力で開催 していく必要があります。	3	中原区 役所	地域ケ ア推進 課		
					54		みやまえ子育て フェスタ	■目的・目標：豊かな子育て環境を実現し、区内の子育てに関わる 人々の連携を図るとともに、子育てしながら地域の中で活躍する人材 を育成することを目的・目標とします。 ■事業概要：乳幼児を持つ親たちとその関係者に向けた、子育てに関 する情報発信と交流のためのイベントを当事者である子育て中の母親 たちが企画、運営します。	10月21日（土）に宮前市民館で開催しました。 今回のテーマは「子育てホッステーション」で、 当日は約1,300人の来場者がありました。区内の子 育て関連部署と連携し、子育てに関する情報発信と 交流の場の提供を行い、健全な子育て環境の実現に 資することができました。 その他、会場では青少年支援室職員のブースにお いてパネル展示や子どもの権利保障に関する広報を 行いました。	毎年10月にイベントを実施し、同じ会場で工作や 体験コーナーを設けることで、多くの親子に参加し てもらえ、子育てしている親世代への子どもの権利 の周知につながりました。	コロナ以降、子育てグループやPTAの活動が縮小 していくなかで、市民館が実施する事業において、 特に保護者に対して「子どもの権利」を広く周知す る機会となっており、今後も継続していく必要があ ります。	3	宮前区 役所	生涯学 習支援 課		
					55		夏休み子どもあそ びランド	■目的・目標：子どもたちに、居住地域を「ふるさと」として実感す るきっかけとしてもらうと同時に、「あそび」を通して様々な市民が 交流することで、多様で一体的な地域形成へ向けた一助とします。 ■事業概要：子どもたちに、居住地域を「ふるさと」として実感する きっかけとしてもらうと同時に、「あそび」を通して、遊びやゲーム の得意な地域の人たちが集まり、たくさんの遊びやゲームを子どもた ちに教え一緒に楽しむ夏休みのイベントを行い、地域のシニア、親 子、中高生、障がい者等、様々な市民が交流することで、多様で一体 的な地域形成へ向けた一助とします。	8月19日（土）、20日（日）に「夏休み子ども あそびランド2023」を開催し、コロナ前と同レ ベルの約3000人が来場しました。 熱中症対策のため、午前中のみ・2日間に分けて の開催とし、大型冷風機の設置など会場内の温度上 昇に対策を図りました。サポーター（学生ボラン ティア）も人数が集まり、当日の運営も滞りなく行 うことができました。当日は、地域のシニアと学生 サポーターが協力して地域の子どものために様々なあ そびを教えており、地域における多世代交流の促進 につなげることができました。	コロナ禍を経て、各ブースのイベントを柔軟に実 施し、多世代交流と子どもたちの思い出づくりとい う事業目的を実現することができました。	地域のつながりづくりが求められている中で、最 新の情報の収集に努め、安全に多様で一体的な地域 形成に向けて事業を推進する必要があります。	3	宮前区 役所	生涯学 習支援 課		
					56		たまたま子育てま つり	■目的・目標：多摩区で子育て中の保護者が孤立せず、地域全体で子 育てを支えていく環境づくりと生涯学習の推進を目的・目標としてい ます。 ■事業概要：子育て情報の発信や子育て中の親と関係団体との交流を 目的・目標にした「たまたま子育てまつり」を開催し、地域で連携し て親の子育てを支援します。	多摩区総合庁舎で9月17日（日）に開催しまし た。新型コロナウイルス以来、初めて自由に来場で きる方法で開催しました。当日はお天気にもめぐま れ、33団体が参加し、約4,000人が来場しまし た。また、地域の方や大学生など前日、当日と約90 人がボランティアとして様々なお手伝いをしてくれ ました。市民と行政機関で構成された実行委員会を 14回、参加団体説明会を2回開催しました。子育て に必要な情報、学びの機会を提供し、来場した親子 と参加している子育て支援団体とが交流し、双方に とって有意義なおまつりとなりました。	子育て支援をする参加団体同士の連携が多く見ら れ、多摩区の子育て支援団体の自主性や、子育て支 援をする環境づくりが進みました。	多摩区が子育てしやすい地域になるためにはどう すればよいのか、地域全体で子育てをする環境づく りはどのように作るのか。この事業の基本趣旨を毎 年、実行委員会と行政が確認し、共有しながら事業 をすすめる必要があります。また、今後もその時の 社会状況に合わせて開催の仕方を工夫していくこと が重要です。	3	多摩区 役所	生涯学 習支援 課		
					57		あさお子育てフェ スタ	■目的・目標：多様な主体が集い、交流する機会を設け、区民に、支 援の情報収集や、親同士・世代間の交流の機会、親子で楽しむ催しな ど、地域で子育てを応援することを目的・目標としています。 ■事業概要：子育て世代が子育てにおける不安や悩みを抱え孤立する ことのないように、行政と地域の子育て支援団体等が協働して「子育て フェスタ」を開催し、必要な子育て情報を提供し、地域の団体との つながり・子育て世代同士の交流の機会をつくり、日ごろのストレス や悩みの解消につなげます。	「子育てするなら麻生区で～安心・楽しい・助か る～」をテーマに、市民館において、世界の遊びや ダンス、おもちゃ作り、読み聞かせなど幅広い内容 の催しを行うとともに、市制100周年・緑化フェア 担当と連携し、「しんゆり・フェスティバルマル シェ」へのブース出展において子育て情報を発信し ました。（参加者数：約2,000人）	地域の子育て関連団体と連携して開催すること で、地域で子育てを支えるまちづくりを推進すること ができました。また、子育て世代に必要な情報を 届けるとともに、育児相談や親子で遊べる場を供 することで、安心して子育てができる環境づくりに寄 与することができました。	参加団体へのアンケートで、出展団体との交流、 ネットワーク作りが、「できなかった」または「あ まりできなかった」を選択した団体が60%を超え ているため、子育てフェスタ関連団体のネットワ ークを強化していくために、フェスタのあり方を検討 していきます。	3	麻生区 役所	地域ケ ア推進 課		
					58		P T A活動研修	■目的・目標：子どもの健やかな成長を支えるP T A活動のあり方等 についての学習機会を提供することにより、各学区や行政区の特色を 生かしたP T A活動の活性化を図る。 ■事業概要：P T A活動を促進するために各種研修事業を実施しま す。研修の実施に際しては、地域の教育力の向上や子どもの人権に関 する学習などにも留意しながら取り組みを進めます。	P T A活動における各委員会の役割を考え、他校 との情報交換を行う研修会を各区で開催し、延べ 1,121名が参加しました。	P T A活動への理解を深め、各学校でのP T A活 動を支援するすることができました。 「子どもの権利」に関連して：研修会を開催する際 には、常に意識をして取り組みました。	P T A役員は単年度で交代していくため、継続し て支援を行う必要があります。	3	教育委 員会事 務局	生涯学 習推進 課		